

電子契約導入に係る 契約事務について

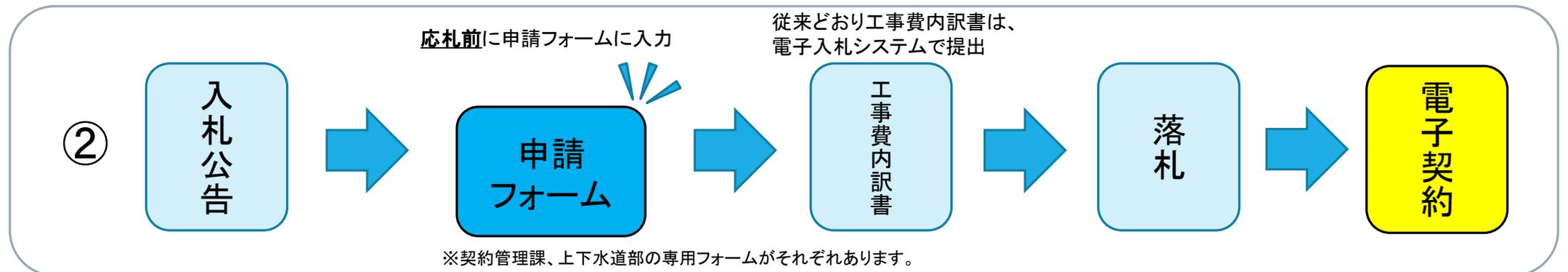
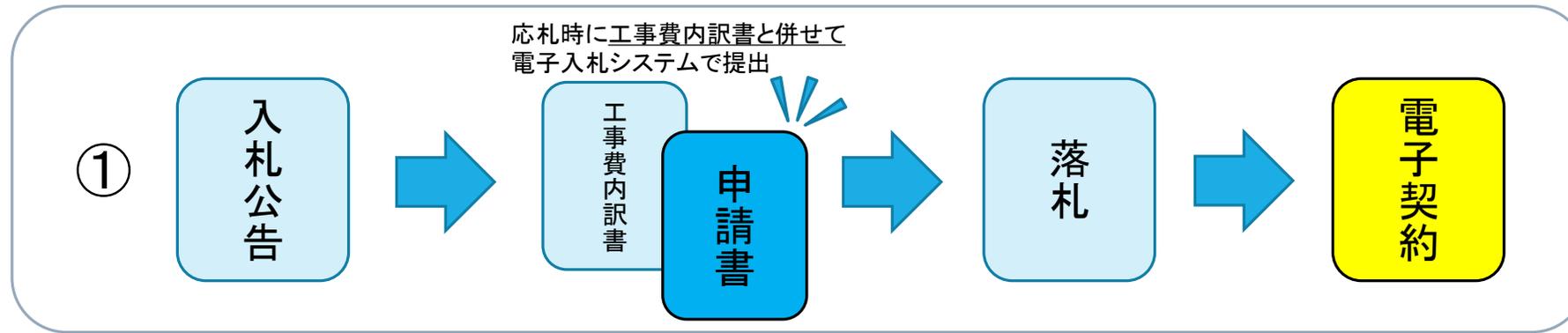
浜田市 総務部契約管理課
上下水道部水道管理課

1 電子契約利用申請書の提出について

(1) 入札案件

電子契約利用申請書(以下「申請書」という。)に必要事項を入力し、応札時に工事費内訳書と併せて電子入札システムで提出してください。

また、申請フォームによる申請も可能です。



① 電子契約利用申請書

別記様式（第7条関係）

記入例

電子契約利用申請書

令和7年10月1日

浜田市長 殿

浜田市殿町1番地
株式会社〇〇
代表取締役 浜田 太郎

以下案件の契約締結について、電子契約の利用を以下のとおり申請します。
当該案件の電子契約の締結について、契約締結メールアドレスは、次のとおりです。

案件名称	市道〇〇号線舗装補修工事	
電子契約利用	<input checked="" type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない（以下記載不要）	
契約締結確認者（必須）	氏名	浜田 太郎
	役職	代表取締役
	メールアドレス	taro@***.***.jp
契約事務担当者（任意）	氏名	浜田 花子
	役職	事務担当
	メールアドレス	Hanako@***.***.jp
署名時アクセスコード（必須）	123abc	

※「契約締結確認者」は、当該契約締結の決裁権を有する方をご入力ください。
※本申請書は、必要に応じてご入力ください。
法律第10条 入力がある場合、ご担当者様⇒契約締結確認者様の順でメールが届きます。
法的措置を講ずる方法により実施することについて、相互に承諾するものとします。
※署名時アクセスコードは、半角英数記号6字まで指定可能です。
(利用可能記号：!@#%&'*^`+-~,.,:;<=>|()[]{} /)
※本利用申請書は契約の都度提出してください（変更契約の場合も含む。）。
※この申請書は、Word形式のままメールで送付してください。

② 電子契約利用申請フォーム

入力フォーム

1 入力 2 確認 3 完了

【契約管理課発注用】浜田市電子契約利用申請フォーム

浜田市と電子契約による契約を希望される場合は、以下の内容を入力し、送信してください。
なお、工事請負契約においては、この申請をもって建設業法（昭和24年法律第100号）第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて、相互に承諾するものとします。

※このフォームは、【契約管理課発注用】です。【上下水道部発注用】は、こちらの専用フォームをご利用ください。

Q1. 電子契約の利用意向

電子契約（立会人型電子署名サービスを利用した契約）による締結を希望する場合は、以下を選択してください。

電子契約による契約を希望する
 電子契約による契約を希望しない

Q2. 案件（工事）名を入力してください。

市道〇〇線舗装補修工事 0 / 60000

Q3. 受注事業者数を選択してください。

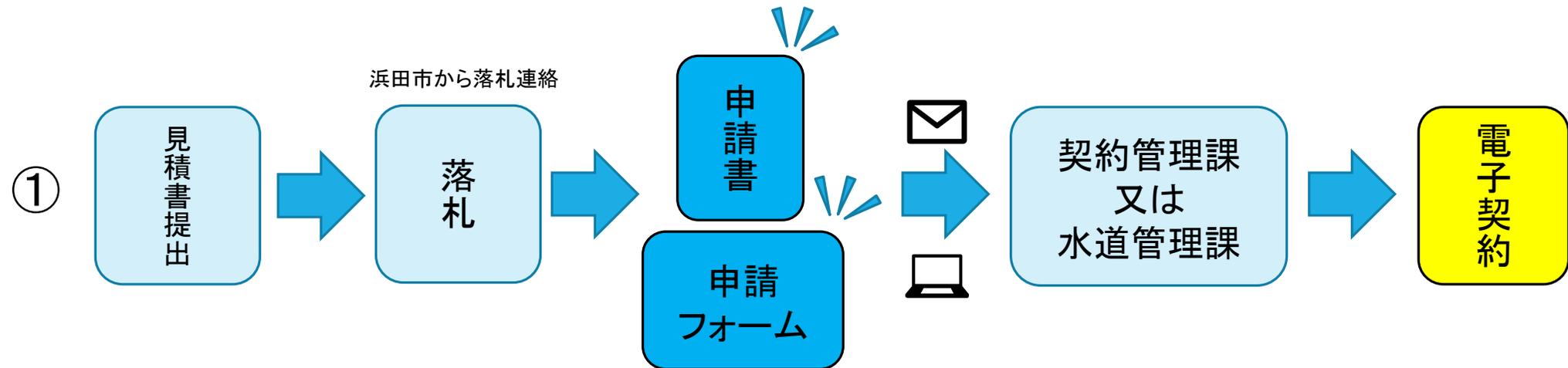
3者契約など複数事業者で契約が必要な場合は、「2者以上」、共同企業体の場合は、「共同企業体」を選択してください。

1者（例：浜田市とA社が契約）
 2者以上（例：浜田市とA社とB社が契約）
 共同企業体（例：浜田市と共同企業体が契約）

(2) 見積合わせ

落札者になった方で、電子契約を希望する場合は、申請書又は申請フォームに必要事項を入力し、次頁のメールアドレスに送付してください。

※電子メールで送付する際には、標題に必ず『案件名(工事名)』を入力してください。



また、見積書提出時に「見積書(兼電子契約利用申請書)」の提出をもって申請することも可能です。



① 送付先メールアドレス

総務部契約管理課

keiyakudenshi@city.hamada.lg.jp

上下水道部水道管理課

suidou-kanri@city.hamada.lg.jp

見 積 書 (兼電子契約利用申請書)

十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

案件名

位 置 浜田市

上記のとおり、浜田市契約規則、入札執行要領、その他別冊図書及び仕様書、現場等を承知の上、見積りします。

また、当該案件を落札した際は、電子契約による契約締結を希望するため、契約締結事務確認者の氏名及びメールアドレスを以下に記載し、申請します。

なお、建設工事請負契約においては、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて、相互に承諾するものとします。

契約締結 確認者 (必須)	氏 名	
	役 職	
	メールアドレス	
契約事務 担当者 (任意)	氏 名	
	役 職	
	メールアドレス	
署名時アクセスコード (必須) ※		

年 月 日

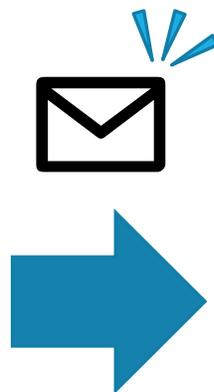
浜田市長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
担 当 者
電 話 番 号

2 「建設リサイクル法書面」及び「建築士法第22条の3の3に定める記載事項」の提出方法について

これまでは、紙媒体により発注課に提出していただいていたが、発注課にメールで提出できます。
なお、メールで提出が難しい場合は、従来どおり発注課窓口への持参も可能です。

「建設リサイクル法書面」又は
「建築士法第22条の3の3に定
める記載事項」の作成及び
メール等による発注担当課へ
の提出※



発注担当課

- ※ 該当工事(コンサル)のみ対応。
- ※ 契約締結日の2日前まで(土日祝日含まず。)
- ※ メールでの提出が難しい場合、従来どおり発注担当課窓口へ紙を持参

総務監督員	主任監督員	監督員
浜田	島根	太郎

説 明 書 (通知工事)

令和 年 月 日

浜田市長 様

3 各種提出書類（着工届、工程表等）の交付方法について

これまでは、窓口で交付しておりましたが、次のとおり、変更します。

① 電子契約を希望し、申請書をメール又は申請フォームで提出された方

浜田市HPからダウンロード



着工届

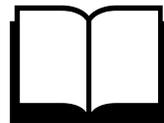
工程表

完成
通知書

発注担当課

② 紙契約書を希望される方

従来どおり窓口での交付



着工届

工程表

完成
通知書

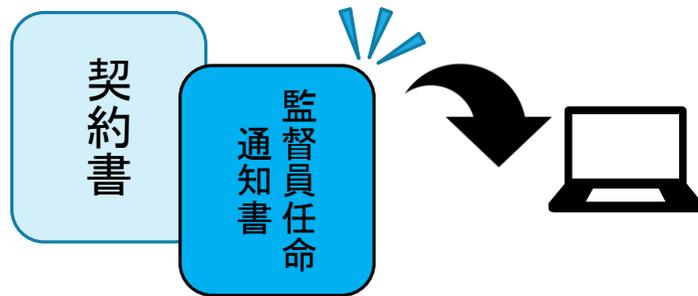
契約書
(紙)

契約書 : 契約管理課
水道管理課
各種書類 : 発注担当課

4 監督員任命通知書の交付方法について

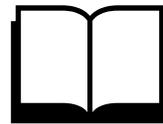
これまでは、契約締結時に交付しておりましたが、次のとおり、変更します。

① 電子契約を希望し、申請書をメール又は申請フォームで提出された方



契約書関係一式書類として、契約書と同時に電子契約システムにアップロードします。
(紙による交付はありません)

② 紙契約書を希望される方



従来どおり契約管理課又は水道管理課窓口での交付となります。

5 契約締結日について

これまでは、契約書に契約日を記入し、契約締結を行っていましたが、発注者及び受注者が契約を承認し、サービス提供事業者による電子署名及びタイムスタンプが電子契約書に付与された日を契約締結日とします。

様式第2号
建設工事請負契約書 収入印紙

1 工事名 _____

2 工事場所 地内

3 工期 着工 令和 年 月 日
完成 令和 年 月 日

4 工事を施工しない日又は時間帯 特記仕様書のとおり

5 請負代金額 _____ 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の概 _____ 円。

6 契約保証金 _____ 円

7 建設発生土の搬出先等 建設発生土の搬出先等については特記仕様書に定めるとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づき、別紙の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同運営して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 島根県浜田市殿町1番地
浜田市
浜田市長

受注者

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 島根県浜田市殿町1番地
浜田市
浜田市長

受注者

電子署名時に自動で日付が記入されます。

6 その他

(1) 見積書の押印廃止について

令和7年10月1日以降に、浜田市に提出する見積書の押印を省略可能とします。
廃止に当たっては、本人確認のため、必要に応じて担当者に連絡ができるよう、
見積書又はメール本文に担当者の氏名、連絡先の記入をお願いします。

※押印のある見積書も引続き受付可能です。

年	月	日
浜田市長	様	
住	所	
商号又は名称		
代表者氏名		
担 当 者		
電 話 番 号		

なお、入札書については、これまでどおり押印が必要ですので、ご注意ください。

(2) 様式等の掲載先について

① 電子契約利用申請書(見積書兼電子契約利用申請書)

産業・ビジネス>入札・契約>電子契約>電子契約の導入について

<https://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1755748997142/index.html>



電子契約利用申請書

② 電子契約利用申請フォーム

契約管理課発注用(<https://logoform.jp/form/6gWK/1082108>)

上下水道部発注用(<https://logoform.jp/form/6gWK/1213301>)



契約管理課用発注用
二次元コード



上下水道部発注用
二次元コード

③ 各種提出書類(着工届、工程表等)

<https://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1001000001706/index.html>



各種提出書類

(3) よくある質問と回答

No.	質 問	回 答
1	電子契約サービスを利用するための費用はかかるか。	事業者様の費用負担はありません。
2	従来どおり、紙による契約も可能か。	紙による契約も選択可能です。
3	「電子契約利用申請書」の様式はどこで入手できるのか。	浜田市のホームページ「電子契約の導入について」にて、Word形式の様式がダウンロード可能です。
4	「電子契約利用申請書」は、契約の都度、提出する必要があるか。	「電子契約利用申請書」は案件ごとに提出いただきます。なお、契約の案件ごとに、別のメールアドレスを設定して支障ありません。
5	「電子契約利用申請書」は、どのタイミングで提出するのか。	<p>【入札案件】 応札時に工事費内訳書と併せて電子入札システムで提出してください。 また、申請フォームによる申請も可能です。</p> <p>【見積合わせ】 落札時に電子契約利用申請書又は申請フォームから申請してください。 また、「見積書（兼電子契約利用申請書）」の提出をもって申請することも可能です。</p>
6	複数のアドレスを指定した場合、契約事務担当者が確認→契約締結確認者の確認という形でフロー化されるのか。	お見込のとおりです。契約事務担当者による確認が完了すると、契約締結確認者に確認依頼メールが通知されます。
7	契約締結確認者と契約事務担当者を2名登録した場合、全員の確認が必要になるのか。	お見込のとおりです。「電子契約利用申請書」に記載した全員の確認が必要です。なお、契約書には電子契約サービス上で確認処理を行った者全員の電子署名が付与されます。
8	契約締結確認者は、入札参加資格登録で提出した者（委任があれば受任者）とするべきか。	必ずしも一致させる必要はありませんので、社内規程等に則り、当該契約締結に係る決裁権を有している方を御記載ください。
9	将来は全面的に電子契約となるのか。	令和7年10月の導入は、工事（コンサル）請負契約を対象とし、順次物品・役務（業務等）も対象とする予定です。
10	契約金額等にかかわらず、電子契約の場合は収入印紙が不要か。	不要です。
11	着手届、管理技術者届、工程表等についても電子契約サービスで提出するのか。	電子契約サービスでは、機能上契約後に提出いただく書類などを提出できないため、電子契約サービスでの提出は契約書のみとなり、その他書類は従来どおりの取扱いとなります。 なお、各種様式は、浜田市ホームページでダウンロード可能です。
12	署名前に契約書の内容に誤りに気付いた場合には、どのように処理すればよいか。	契約書の内容に問題があり同意できない場合は、電子契約サービス上で「同意せずに却下する」の処理を行っていただくこととなります。却下理由を入力していただくことで、その内容が浜田市の担当者へ電子メールにより伝達され、内容を修正の上、改めて手続きを行います。
13	落札後、受注者側でも契約約款の精査が必要になると思われるが、契約の日付は事前に決められた日付になるのか。	電子契約の場合、発注者と受注者の双方の署名が完了した段階で、契約日が確定します。 契約予定日までに署名（承認）を行えるよう、契約管理課又は水道管理課と調整いただくこととなります。
14	変更契約（金額・工期等）でも電子契約は可能か。	変更契約についても、当初契約の同様のフローにて、電子契約が利用可能です。 なお、電子契約を利用するかどうかについては、改めて電子契約利用申請書の提出をもって確認させていただきます。
15	署名時に発注者、受注者の印影がないがよいか。	電子署名において、印影は見た目の問題であり、印影自体に法的効力はありません。電子契約の締結後、文書上に印影自体はありませんが、電子署名の情報、タイムスタンプ情報が付与されます。